

手続開始の公示（説明書）

平成 23 年 2 月 15 日

NEXCO 東日本 木更津工事事務所長 川井 洋二

次のとおり簡易公募型競争入札方式に付します。

なお、本件調査等については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO 東日本」という。）が配布した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この『手続開始の公示(説明書)』に記載のとおり実施します。

第 1 基本事項（調達手続の概要）

- 1-1. 契約件名（業務名） 首都圏中央連絡自動車道 市原高滝湖 S A 休憩施設実施設計
1-2. 契約責任者 東日本高速道路株式会社 関東支社 木更津工事事務所長 川井洋二
1-3. 契約担当部署 東日本高速道路株式会社 関東支社 木更津工事事務所 庶務課
(住所) 〒292-0054 千葉県木更津市長須賀 348
(TEL) 0438-22-5210
1-4. 競争契約の方法 簡易公募型競争入札方式
1-5. 入札の方法 郵送 … 下記 4-1、4-2 を参照のこと
1-6. 履行保証 必要 … 入札者に対する指示書[25]を参照のこと
1-7. 契約書の作成 必要(契約図書を製本すること) … 入札者に対する指示書[26]を参照のこと

1-8. 契約図書

(1) 本件調査等請負契約の内容となる契約図書は次のとおりとする。なお、本件競争入札に参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）及び契約責任者は、契約図書に拘束されることとし、その定める事項を遵守しなければならない。

- ① 手続開始の公示(説明書) … 本書 http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/
② 標準契約書案 http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/
【調査等契約書】を使用すること
③ 入札者に対する指示書 http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/
【調査等・郵送入札】版を使用すること
④ 共通仕様書 http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/
【調査等共通仕様書・施設工事調査等共通仕様書】を使用すること
⑤ 特記仕様書 http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/
⑥ その他契約(発注用)図面等 http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/
⑦ 金抜設計書 http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/
⑧ 参加表明書 本書の別紙 参加表明書様式 1
⑨ 技術提案書 本書の別紙 技術提案書様式 1
⑩ 入札書 上記③入札者に対する指示書様式 1

(2) 競争参加希望者は、上記(1)に示す契約図書については、NEXCO 東日本のホームページよりそれぞれダウンロードして取得すること。

配布期間 平成 23 年 2 月 15 日（火）～平成 23 年 3 月 15 日（火）

第 2 調達手続に付する事項(業務概要)

2-1. 業務概要

- (1) 業務場所 自) 千葉県市原市大和田

	至) 千葉県市原市大和田		
(2) 業務内容	本業務は、首都圏中央連絡自動車道	市原高滝湖 S A 休憩施設の実施設設計を行うものである。	
(3) 概算数量	トイレ棟	1 棟	
	機械室・ゴミ仮置場	1 棟	
	清掃員詰所棟		
	身障者・二輪車駐車場上屋	2 棟	
	付属施設	喫煙所	1 箇所
		受水槽	1 基
		浄化槽	1 基
	市原高滝湖 S A 造園詳細設計	1.8 h a	
(4) 履行期間	契約保証取得の日の翌日から 180 日間		

第3 調達手続に参加するための条件等

3-1. 競争参加資格

本件に参加することのできる者は、次に示す事項をすべて満たす者とする。

なお、参加希望者は、下記 3-2 に示す「参加表明書」を契約責任者に提出するものとする。

- (1) 審査基準日(下記 3-3 に示す「参加表明書」の提出期限の日をいう。以下同じ。)において、NEXCO 東日本の契約規程実施細則第 6 条(入札者に対する指示書[2]を参照のこと)の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札日において、業種区分「建築設計」にかかる『平成 21・22 年度競争参加資格』を有する者で、かつ、認定されている者であること。
ただし、当該業種区分に認定を受けていない者も、参加表明書を提出することができるが、平成 23 年 3 月 31 日までに当該業種の資格審査・認定を受けていなければならない。
- (3) 審査基準日において、会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者、または民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと(ただし、当該申立てにかかる手続開始の決定後、あらためて競争参加資格の再認定を受け、上記(2)に示す条件を満たす場合を除く)。
- (4) 審査基準日から契約の相手方と決定する日までの期間(期首及び期末の日を含む)において、NEXCO 東日本から「地域 3(関東支社が所掌する区域)」において競争参加資格停止を受けていないこと(NEXCO 東日本が「地域 3(関東支社が所掌する区域)」において講じた競争参加資格停止期間(期首及び期末の日を含む)との重複がないこと)。
- (5) 審査基準日において平成 20 年度・21 年度に完了した NEXCO 東日本の業務のうち、上記(2)に示す業務区分に該当する業務の成績評定点を各年度ごとに平均したとき、その平均点が、両年度ともに(2 年連続して) 65 点未満となる者でないこと。
- (6) 審査基準日において、平成 12 年度以降に完了した業務において、次に示す同種・類似業務の実績を有すること。
 - ① 同種業務：高速自動車国道または自動車専用道路において、S 造の建築物の新築設計業務の履行実績
 - ② 類似業務：S 造の建築物の新築設計業務の履行実績
- (7) 審査基準日において、次に掲げる基準を満たす技術者を、本件業務に配置できる者であること。
なお、外国資格を有する技術者(日本国及び WTO 政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の法人に所属する技術者に限る)については、あらかじめ下記に示す資格相当との国土交通大臣認定を受けている必要がある。この場合において、下記 3-3 に示す参加表明書の提出期限までに前記大臣認定を受けていない場合にも同表明書を提出できるが、その提出時に、大臣認定申請書の写しを添付するものとし、かつ、開札日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出する必要がある。
管理技術者：建築士法(昭和 25 年 5 月 24 日法律第 202 号)第 2 条に規定する一級建築士の資格を有する者。

(8) 管理技術者は、平成 12 年度以降に完了した業務において、次に示す同種・類似業務の実績を有すること。

① 同種業務：高速自動車国道または自動車専用道路において、S 造の建築物の新築設計業務の履行実績

② 類似業務：S 造の建築物の新築設計業務の履行実績

(9) 平成 23 年 2 月 15 日現在の技術者の手持ち業務量(特定後未契約のものを含む)が、次に示す業務量未満である者。なお、手持業務量とは管理技術者または担当技術者として従事している業務を指す。

管理技術者：契約金額が 500 万円以上の業務の合計額が 4 億円未満かつ件数が 10 件未満である者。なお、手持ち業務について、「低入札価格調査対象業務」がある場合は、業務の合計額が 2 億円未満かつ件数が 5 件未満である者。

(10) 審査基準日から入札・開札を経て落札決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札者に対する指示書 1[1]入札手続の公正性・透明性の確保に関するお願いの(1)の記載に抵触するものではないことに留意すること。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- 1) 親会社と子会社の関係にある場合
- 2) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、1)については、会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- 1) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- 2) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

3-2. 参加表明書の作成

(1) 参加希望者は、本件の手続に参加するため、次に示す「参加表明書(以下「表明書」という。)」を作成しなければならない。なお、表明書の作成に係る留意事項は以下に示す。

表明書（様式）	作成にかかる留意事項
参加表明書 （様式 1）	<ul style="list-style-type: none"> ◇必要事項を記載のうえ記名押印すること ◇その他補足事項については、入札者に対する指示書[9] [3] を参照のこと
業務実施体制 （様式 2）	<ul style="list-style-type: none"> ◇参加表明者単独により、業務を実施する場合には「予定無し」と記載する。（施設工事調査等共通仕様書 1-18-2 に示す「軽微な部分の再委任」である場合を含む。） ◇他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委任する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、再委任の具体的内容を記載するとともに、確定した再委任先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴など）を記載すること。 ◇施設工事調査等共通仕様書 1-18-1 に示す「主たる部分」・1-44-2 に示す「秘密の保持に係る部分」を再委任してはならない。
企業の同種又は類似業務の実績 （様式 3）	<ul style="list-style-type: none"> ◇上記 3-1(6)に示す競争参加資格を満たす業務実績を記載すること。 ◇同種業務を優先的に記載し次の資料を添付すること。 <ul style="list-style-type: none"> i) 同種又は類似業務の実績として記載した業務内容を把握できる契約書類（契約書・特記仕様書等）の写し。 ただし、当該業務が、「測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）」（以下「TECRIS」という。）に登録されており業務内容を把握できる場合は、その写しを添付し、契約書類の写しを添付する必要はない。また、契約書類の写しや TECRIS で業務内容が確認できない場合は、別途確認できる資料を添付すること。 ii) 発注機関から通知された「認定書」の写し、または「成績評定通知書」の写しを添付するものとする。

	<p>iii) 記載した業務の発注機関が NEXCO 東日本・中日本・西日本・旧 JH の場合で「調査等成績評定通知書」(以下「成績評定点」という。)の通知を受けている場合はその写しを添付するものとする。</p> <p>◇記載にあたっては、様式 3 に示す《記載上の注意事項》に従うこと。</p>
企業の同種業務に対する表彰実績 (様式 4)	<p>◇様式 3 に記載された同種業務が平成 18 年度 (H18. 4. 1) 以降に発注機関から表彰を受けている場合に、表彰状の写しを縮小し添付すること。</p> <p>◇表彰を受けていない場合は「なし」と記載すること。</p>
配置予定管理技術者の資格等 (様式 5)	<p>◇上記 3-1(7) に示す競争参加資格を満たす技術者資格を有する技術者を記載すること。</p> <p>◇記載した資格を有していることを証する登録証等の写しを添付すること。</p> <p>◇手持ち業務は、入札公示の日を基準日として、上記 3-1(9) に示す対象業務がある場合に記載するものとする。</p> <p>◇記載にあたっては、様式 5 に示す《記載上の注意事項》に従うこと。</p>
配置予定管理技術者の同種又は類似業務の経験 (様式 6)	<p>◇上記 3-1(8) に示す競争参加資格を満たす業務実績を記載すること。</p> <p>◇同種業務を優先的に記載し次の資料を添付すること。</p> <p>i) 同種又は類似業務の実績として記載した業務内容を把握できる契約書類 (契約書・特記仕様書等) の写し。</p> <p>ただし、当該業務が、「TECRIS」に登録されており業務内容を把握できる場合は、その写しを添付し、契約書類の写しを添付する必要はない。また、契約書類の写しや TECRIS で業務内容が確認できない場合は、別途確認できる資料を添付すること。なお、担当技術者で実績を記載する場合は、会社印または配置予定管理技術者の私印にて証明した可能な経歴書を添付すること。</p> <p>ii) 発注機関から通知された「認定書」の写し、または「成績評定通知書」の写しを添付するものとする。</p> <p>iii) 記載した業務の発注機関が NEXCO 東日本・中日本・西日本・旧 JH の場合で「成績評定点」の通知を受けている場合はその写しを添付するものとする。</p> <p>◇記載にあたっては、様式 6 に示す《記載上の注意事項》に従うこと。</p>
当該業務遂行時の留意点 (様式 7)	<p>◇様式 7 に配布された設計図書等を基に判断可能な範囲で、留意すべきかを記載すること。</p> <p>なお、ここでは業務への取組み姿勢を求めているのではないので記載する際十分注意すること。</p> <p>◇A 4 判で 2 枚以内に記載すること。</p>

(2) 表明書の各様式は A 4 判とし、文字サイズは 10 ポイント以上とする。

3-3. 参加表明書の提出

(1) 参加希望者は、上記 3-2 で作成した表明書を、次のとおり契約責任者へ提出しなければならない。

- ① 提出期間 入札公告の翌日から平成 23 年 3 月 15 日 (火) 午後 4 時まで
- ② 提出場所 上記 1-3 「契約担当部署」
- ③ 提出方法 持参 (休日を除く毎日午前 10 時から午後 4 時まで) または書留郵便 (締切日必着) に限る
- ④ 提出書類 上記 3-2 により作成した「表明書」を 2 部 (正 1 部, 写 1 部)

(2) 参加希望者は、表明書にかかる留意事項として、上記 3-2 表明書の作成に係る留意事項のほか入札者に対する指示書 [9] [2] を参照のこと。

3-4. 技術提案書の提出者の選定に関する評価基準

(1) 技術提案書の提出者を選定するための評価項目、評価基準、配点は次のとおりとする。

評価項目		評価基準	配点
業務実施体制	業務実施体制の妥当性	<p>(様式 2)</p> <p>下記項目に該当する場合には選定しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再委任の内容が主たる部分若しくは秘密の保持に係る部分である場合。 <p>なお、「主たる部分」・「秘密の保持に係る部分」とは、次のことをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「主たる部分」：施設工事調査等共通仕様書 1-18-1 に示す部分 ・「秘密の保持に係る部分」：施設工事調査等共通仕様書 1-44-2 に示す部分 	—

参加表明者の経験及び能力	資格実績等	専門技術力	成果の確実性	平成12年度(H12.4.1)以降に発注機関に受渡しを行った同種又は類似業務等の実績の内容	(様式3) 下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。 なお、上記に該当しない場合は選定しない。	①10.0 ②4.0
参加表明者の経験及び能力	成績表彰	専門技術力	成果の確実性	同種業務の発注機関がNEXCO(東日本・中日本・西日本・旧JH)で平成17年度(H17.4.1)以降に発注機関に受渡しを行った業務の成績	(様式3の添付資料) 様式3に記載された業務が「同種業務」の場合で、かつ、添付された成績評定点が65点以上の業務を下記のとおり評価する。 ①成績評定点最高値100点～最低値65点を傾斜配分により評価する。(数値方式) なお、上記に該当しない場合は加点しない。	①10.0 ～0.0
参加表明者の経験及び能力	成績表彰	専門技術力	成果の確実性	同種業務の発注機関がNEXCO(東日本)で平成18年度(H18.4.1)以降に表彰を行った業務	(様式4) 様式4に記載された業務が「同種業務」の場合で、表彰を受けている業務がある場合に下記のとおり評価する。 ①関東支社長表彰の実績を有する。 なお、上記に該当しない場合は加点しない。	①5.0
参加表明者の経験及び能力	事故及び不誠実な行為			平成21年3月15日以降において、「粗雑工事」・「契約違反」・「公衆損害事故」・「工事関係者事故」によりNEXCO東日本から競争参加資格停止の措置がある場合は、評価を減ずる。	-10.0	
予定管理技術者の経験及び能力	資格実績等	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	(様式5) 下記の順位で評価する。なお、外国資格を有する者については、予め下記に示す資格相当との旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。 ① 建築士法(昭和25年5月24日法律第202号)第2条に規定する一級建築士の資格を有する者 なお、上記以外の場合は選定しない。	①25.0

予定管理技術者の経験及び能力	資格実績等	専門技術力	成果の確実性	平成12年度(H12.4.1)以降に発注機関に受渡しを行った同種又は類似業務等の実績の内容	(様式6) 下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。 なお、上記に該当しない場合は選定しない。	①25.0 ②10.0
予定管理技術者の経験及び能力	資格実績等	専任性	手持ち業務金額及び件数		(様式5) 平成23年2月15日時点において、下記項目に該当する場合には選定しない。 ・1件500万円以上の管理技術者又は担当技術者として従事している手持ち業務について、次のいずれかに該当する場合。 ①契約金額の合計が4億円以上 ②契約件数の合計が10件以上 なお、手持ち業務について、「低入札価格調査対象業務」がある場合は、①契約金額の合計が2億円以上、②契約件数の合計が5件以上とする。	—
予定管理技術者の経験及び能力	成績表彰	専門技術力	成果の確実性	同種業務の発注機関がNEXCO(東日本・中日本・西日本・旧JH)で平成17年度(H17.4.1)以降に発注機関に受渡しを行った業務の成績	(様式6) 様式6に記載された業務が「同種業務」の場合で、添付された成績評定最高値100点～最低値65点を傾斜配分により評価する。 ①成績評定点最高値100点～最低値65点を傾斜配分により評価する。(数値方式) なお、上記に該当しない場合は加点しない。	①10.0 ～0.0
参加表明者の経験及び能力	当該業務遂行時の留意点			(様式7) 当該業務遂行時における留意点について記載内容等について評価する。 「求める留意点」 ①休憩施設建築物における容易な維持管理に配慮した具体的事項(具体的事項毎に箇条書きで可能な限り記載) ②休憩施設建築物におけるコスト縮減に関する具体的事項(具体的事項毎に箇条書きで可能な限り記載) ③休憩施設建築物における環境負荷低減に関する具体的事項(具体的事項毎に箇条書きで可能な限り記載) なお、具体的事項の件数の多さにより評価を行うものとし、具体的事項の記載がないまたは、妥当でない場合は選定しない。	①10.0 ～0.0	

3-5. 技術提案書の提出者の選定

(1) 契約責任者は、参加希望者から提出された表明書に基づき、上記3-4.技術提案書の提出者の選定に関する評価基準に基づき評価を行い、技術提案書の提出者を3者選定(以下「選定者」という。)し、その結果について通知する。ただし、同評価の提出者が3者を越えて存在する場合にはこの限りでない。

※ 技術提案書の提出者の選定及び技術提案書の提出要請および非選定通知予定日
平成 23 年 3 月 24 日 (木)

(2) 上記(1)に示す非選定通知を受けた者は、契約責任者に対して非選定理由について説明を求める(以下「説明請求」という。)ことができる。なお、説明請求を求める場合には次に示すとおりとする。

- ① 提出期限 平成 23 年 4 月 4 日 (月) 午後 4 時まで
- ② 提出場所 上記 1-3「契約担当部署」
- ③ 提出方法 持参(休日を除く毎日午前 10 時から午後 4 時まで) または書留郵便(締切日必着)に限る
- ④ 提出書類 書面(様式自由)により作成

(3) 契約責任者は、上記(2)により提出された説明請求に対して書面により回答する。

※ 回答期限日 平成 23 年 4 月 8 日(金)

3-6. 技術提案書の作成

(1) 上記 3-5 に示す通知による選定者については、次に示す「技術提案書(以下「提案書」という。)」を作成しなければならない。なお、提案書の作成に係る留意事項を以下に示す。

提案書(様式)	作成にかかる留意事項
技術提案書 (様式 1)	◇必要事項を記載のうえ記名押印すること ◇その他補足事項については、入札者に対する指示書[9][3]を参照のこと
照査実施方法 (様式 2)	◇照査を担当する技術者が設計条件との整合、設計図書と設計打合せ事項との整合、設計図面と応力・数量計算書との整合、その他(様式 3)に記載した着眼点に対する実施方針で照査に関して特記すべき事項がある場合など)の照査を行う場合に関する①照査体制(照査時の当該調査等を担当する技術者との関係)、②照査時期、③照査事項等を簡潔に記載すること
業務への取組み方針 (様式 3)	◇業務への取組み姿勢を評価するため、各項目に以下のとおりに記載する。 1)「業務実施の着眼点」には、本調査等の業務内容や特徴を踏まえた業務を遂行するための着眼点を記載する。 2)業務の実施方針、業務フロー、計画工程表について簡潔に記載する。なお、以下の項目は必ず記載すること。 ◇実施の手順を示す計画工程表は、設計図書に基づき別途作成し、様式 3 に添付するものとする。(用紙のサイズは A 4 又は A 3 で 1 枚とする。)

(2) 提案書の各様式は A 4 判とし、文字サイズは 10 ポイント以上とする。

(3) 選定者は、提案書を作成するにあたり、以下の資料を閲覧することができる。

- ① 資料名 道路設計図
(平面図、標準横断図、横断図、縦断図、用排水系統図、その他必要な図面等)
東金 IC～木更津東 IC 間管理施設基本設計
東金 IC～木更津東 IC 間造園施設基本設計
その他監督員の必要と認めた図書等
- ② 閲覧場所 東日本高速道路株式会社 関東支社 木更津工事事務所
- ③ 閲覧期間 技術提案書の提出期限の前日まで(休日を除く毎日午前 10 時から午後 5 時まで)

3-7. 技術提案書の提出

(1) 選定者は、上記 3-6 で作成した提案書を、次のとおり契約責任者に提出しなければならない。

- ① 提出期間 平成 23 年 3 月 24 日 (木) から平成 23 年 4 月 13 日 (水) 午後 4 時まで
- ② 提出場所 上記 1-3「契約担当部署」
- ③ 提出方法 持参(休日を除く毎日午前 10 時から午後 4 時まで) または書留郵便(締切日必着)に限る
- ④ 提出書類 上記 3-6 により作成した「提案書」を 4 部(正 1 部, 写 3 部)

3-8. 技術提案書に対するヒアリング

(1) 提案書の提出後、選定者に対し、次に示すとおりヒアリングを実施する。

- ① 実施期間 平成 23 年 4 月 15 日（金）から平成 23 年 4 月 19 日（火）まで
※ヒアリングの詳細日時は別途協議のうえ、決定する。
- ② 実施場所 東日本高速道路株式会社 関東支社 木更津工事事務所
- ③ 出席者 配置予定管理技術者のみとする
- ④ ヒアリング内容
 - ・配置予定技術者の資格
 - ・配置予定技術者の業務実績
 - ・業務の取組み姿勢(業務の着眼点、実施方針)

- (2) 上記(1)③に示す者が出席できず、ヒアリングを行わなかった場合は、提案書に記載された内容のうち、確認ができなかった事項については評価しない。
- (3) ヒアリング時において提出済みの資料以外のもの(パネル・パース等)を持込んでの説明及び追加資料の受領はしない。

3-9. 技術提案書の評価基準

(1) 技術提案書の評価項目、評価基準、配点は次のとおりとする。

評価基準					判断基準	配点
業務実施体制	照査実施方法				(様式 2) 下記項目に該当する場合には評価しない。 ・当該調査等の照査実施方法（照査時期・照査事項等）が不明確な場合	—
予定管理技術者の経験及び能力	資格実績等	資格要件	技術者資格	技術者資格等、その専門分野の内容	(参加表明書様式 5) 下記の順位で評価する。なお、外国資格を有する者については、予め下記に示す資格相当との旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。 ① 建築士法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 202 号）第 2 条に規定する一級建築士の資格を有する者	①10.0
予定管理技術者の経験及び能力	資格実績等	専門技術力	成果の確実性	平成 12 年度（H12.4.1）以降に発注機関に受渡しを行った同種又は類似業務等の実績の内容	(参加表明書様式 6) 下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。 なお、上記に該当しない場合は加点しない。	①15.0 ②6.0

予定 管理 技術 者の 経験 及び 能力	成績 表彰	専門 技術 力	業務 執行 技術 力	同種業務の発注機関が NEXCO（東日本・中日本・西日本・旧 JH）で平成 17 年度（H17.4.1）以降に発注機関に受渡しを行った業務の成績	（参加表明書様式 6 の添付資料） 様式 3 に記載された業務が「同種業務」の場合で、かつ、添付された成績評定点が 65 点以上の業務を下記のとおり評価する。 ①成績評定点最高値 100 点～最低値 65 点を傾斜配分により評価する。（数値方式） なお、上記に該当しない場合は加点しない。	①10.0 ～0.0
実施方針・ 実施フ ロー・その他		業務理解度		（様式 3） 各項目について下記のとおり評価する。 目的、条件、内容の理解度が高い場合及び取組意欲が高い場合に優位に評価する。	15.0 ～0.0	
		実施手順		（様式 3） 業務実施手順を示す実施フローや実施体制の妥当性が高い場合に優位に評価する。	30.0 ～0.0	
				（様式 3） 業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。		
		その他		（様式 3） 業務に関する知識、有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。	20.0 ～0.0	

第 4 入札・開札・落札者の決定

4-1. 入札に必要な書類の作成等

入札者は、次に示すとおり、入札に必要な書類を作成または準備し、提出しなければならない。

- (1)「入札書」… 入札者に対する指示書[12]を参照のこと

4-2. 入札及び開札

- (1) 入札書の提出及び開札の執行については、次に定めるとおりとする。

- ①入札書の提出期限 平成 23 年 4 月 25 日（月）午後 4 時
- ②入札書の提出場所 上記 1-3. 「契約担当部署」のとおり
- ③入札書の提出方法 書留郵便（配達日指定郵便により提出期限までに必着のこと）
- ④開札執行日時 平成 23 年 4 月 26 日（火）午前 11 時
- ⑤開札執行場所 上記 1-3. 「契約担当部署」のとおり

- (2) 入札者は、入札及び開札にかかる留意事項として、入札者に対する指示書「5. 入札及び開札」を参照のこと。

4-3. 落札者の決定

- (1) 契約責任者は、開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、『加算方式』に基づき算定した評価値が最も高い入札者のした入札価格をもって本業務の契約価格を決定し、当該入札者を落札者と決定する。

評価値＝価格評価点＋技術評価点

- (2) 評価値は 100 点を満点とし、その算定は次に示す各評価点を加算して行う。

- ①価格評価点（配点 30 点）… 次に示す算式により算定する

$$\text{価格評価点} = \text{配点} \times \left(1 - \left(\frac{\text{入札価格} - \text{最低入札価格}}{\text{契約制限価格} - \text{最低入札価格}} \right)^2 \right)$$

- ②技術評価点（配点 70 点）…次に示す算式により算定する

$$\text{技術評価点} = \text{配点} \times (\text{上記 3-9. に示す評価基準により算定した点} / 100 \text{ 点})$$

(3)入札者は、落札者の決定にかかる留意事項として、入札者に対する指示書 [18] を参照のこと。

第5 その他

5-1. 使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

5-2. 質問の受付

(1) 本件競争入札に関する質問は、次に定めるとおり受付を行う。

① 受付期間 入札公告の翌日から平成 23 年 4 月 15 日(金)まで

② 受付場所 上記 1-3「契約担当部署」のとおり

③ 受付方法 質問書面(様式自由)を持参または書留郵便(受付期間内必着のこと)により提出すること

(2) 上記(1)により受付けた質問に対する回答は、次の定めるとおり行う。

① 回答予定日 質問を受け取った日の翌日から原則として5日以内

② 回答方法 NEXCO 東日本のホームページ(「入札公告・契約情報検索」内の「その他契約状況表情報」)に掲載する。

⇒http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/

(3) 競争入札に関する一般的な質問については、NEXCO 東日本のホームページを参照すること。

⇒ <http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/capacity/faq.html>

5-3. 入札の無効

入札者に対する指示書[23]に該当する入札は無効とする。

5-4. 支払条件

(1) 前金払 有：請負契約書 34 条 1 項に基づき前金払の請求をすることができる

(2) 部分払 無

5-5. 競争参加資格に関する留意事項

(1) 本業務の請負人、本業務の下請負人、又は当該請負人若しくは下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者は、本業務にかかる工事の入札に参加し又は建設工事を請負うことができない。「資本若しくは人事面において関連のある者」とは、次の①又は②に該当する者である。

① 当該請負人若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。

② 代表権を有する役員が当該請負人若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合におけるその代表権を有する役員が属する者。

(2) 本工事若しくは本業務の請負人、本工事若しくは本業務の請負人と資本若しくは人事面において関連のある者、本工事若しくは本業務の下請負人、本工事若しくは本業務の下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者は、本工事若しくは本業務の契約期間中、監督を担当する部署の施工(調査等)管理業務の入札に参加し又は施工(調査等)管理業務を請負うことができない。

「資本若しくは人事面において関連のある者」とは、次の①又は②に該当する者である。

① 当該請負人若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。

② 代表権を有する役員が当該請負人若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合におけるその代表権を有する役員が属する者。

以 上

参 加 表 明 書

(調査等名) 首都圏中央連絡自動車道 市原高滝湖SA休憩施設実施設計

標記業務について関心がありますので、参加表明書を提出します。

なお、上記調査等の手続開始の公示において示された競争参加資格にかかる要件について、以下のとおり宣誓するとともに、添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

- ・ 当社は、東日本高速道路株式会社契約規程実施細則第6条に該当する法人ではありません。
- ・ 当社は、上記調査等の入札に参加しようとする者の間に資本関係または人的関係のある者ではありません。
- ・ 当社は、上記調査等の監督を担当する部署の施工（調査等）管理業務の請負人、担当技術者の出向・派遣元、又は当該請負人若しくは担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連のある者（以下、「請負人等」という。）として本調査等の発注に関与した者ではありません。また、現に請負人等ではありません。
- ・ 今後、落札者決定までの間において上記宣誓事項に変更が生じた場合は、速やかに書面をもって契約責任者宛に申し出ます。

平成 00 年 00 月 00 日

東日本高速道路株式会社

木更津工事事務所長 川井 洋二 殿

仕入先コード

住所

会社名

代表者

印

担当者

TEL

FAX

E-mail

【添付資料】

1. 業務実施体制（様式2）
2. 企業の同種又は類似業務の実績（様式3）
3. 企業の同種業務に対する表彰実績（様式4）
4. 配置予定管理技術者の資格等（様式5）
5. 配置予定管理技術者の同種又は類似業務の経験（様式6）
6. 当該業務遂行時の留意事項（様式7）

業務実施体制

【委任、下請負又は技術協力を予定する場合】

委任若しくは下請負の予定	委任（下請負）先	(備考)
	委任（下請負）内容	
学識経験者等への技術協力の予定	協力先（協力者）	(備考)
	協力を求める内容	

《記載上の注意事項》

- ①他の建設コンサルタント等に該当業務の一部を委任する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、委任先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、共通仕様書に示す「業務の主たる部分」を委任してはならない。

企業の同種又は類似業務の実績

項目／条件	同種業務	
	類似業務	
業務名		
TECRIS 登録番号		
契約金額		
履行期間		
発注者名		
成績評定点		
業務概要		

《添付資料》

- ①TECRIS 登録している場合は、上表「TECRIS 登録番号」に記載した TECRIS の写しを添付すること。
- ②TECRIS 登録していない場合は、契約書等同種業務・類似業務の内容が確認できる書類を添付すること。
- ③上表「業務名」に記載した業務において、当該業務の発注者から成績評定点の通知を受けている場合は、成績評定点の写しを添付すること。【必須資料】

《記載上の注意事項》

- ①上表「業務概要」には、上表「同種業務」又は「類似業務」の内容を確認できる事項を優先的に記載すること。

企業の同種業務に対する表彰実績

参加表明書様式4に記載した業務が同種業務であって、発注者から表彰を受けている場合に表彰状の写しを貼付する。

業務名		発注者名	

配置予定管理技術者の資格等

氏名				
生年月日				
現職	所属			
	役職			
資格	資格の種類	部門	取得年月日	
	一級建築士	/		
手持ち業務の状況 ※契約金額が500万円以上の手持ち業務を記載	業務名 (TECRIS 登録番号)	発注者名	履行期間	契約金額 (百万円)
	例) ○○自動車道○○業務 (000000)	NEXCO○日本	H00.00.00 H00.00.00	低入札 00
				契約総額

《添付資料》

①上表資格に記載した資格に関する「登録証」の写しを添付するものとする。

《記載上の注意事項》

①手持ち業務の状況で、TECRIS 登録を行っている場合は、業務名の下段に登録番号を記載すること。

②手持ち業務の状況で、当該業務の発注機関の低入札価格調査対象業務となった業務については、契約金額の上段に「低入札」と記載すること。

配置予定管理技術者の同種又は類似業務の経験

配置予定管理技術者名		
項目／条件	同種業務	
	類似業務	
業務名		
TECRIS 登録番号		
契約金額		
履行期間		
発注者名		
成績評定点		
業務概要		

《添付資料》

- ①TECRIS 登録している場合は、上表「TECRIS 登録番号」に記載した TECRIS の写しを添付すること。
- ②TECRIS 登録していない場合は、契約書等同種業務・類似業務の内容が確認できる書類を添付すること。
- ③上表「業務名」に記載した業務において、当該業務の発注者から成績評定点の通知を受けている場合は、成績評定点の写しを添付すること。【必須資料】

《記載上の注意事項》

- ①上表「業務概要」には、上表「同種業務」又は「類似業務」の内容を確認できる事項を優先的に記載すること。

当該業務遂行時の留意点

留意する点 (項目)	留意する内容
①休憩施設建築物における容易な維持管理に配慮した具体的事項(具体的事項毎に箇条書きで可能な限り記載)	<ul style="list-style-type: none">・・・・・・・・・・・
②休憩施設建築物におけるコスト縮減に関する具体的事項(具体的事項毎に箇条書きで可能な限り記載)	<ul style="list-style-type: none">・・・・・・・・・・・
③休憩施設建築物における環境負荷低減に関する具体的事項(具体的事項毎に箇条書きで可能な限り記載)	<ul style="list-style-type: none">・・・・・・・・・・・

技 術 提 案 書

(調査等名) 首都圏中央連絡自動車道 市原高滝湖SA休憩施設実施設計

標記業務について、平成00年00月00日付け東高〇〇〇第〇号にて要請がありました、
技術提案書を提出します。

平成00年00月00日

東日本高速道路株式会社
木更津工事事務所長 川井 洋二 殿

仕入先コード

住所

会社名

代表者

印

担当者

TEL

FAX

E-mail

【添付資料】

1. 照査実施方法 (様式2)
2. 業務への取組み方針 (様式3)

照査実施方法

本業務における照査実施方法を記載する。

照査実施方法

共通仕様書に規定する照査内容について、照査を担当する技術者が照査する際の照査体制（照査時の当該調査等を担当する技術者との関係）や、照査時期、照査事項等を簡潔に記載する。

	実施方法
設計条件の整合	
設計図書と設計打合せ事項との整合	
設計図面と応力・数量計算書との整合	
その他 様式3. 業務への取組み方針（着眼点に対する実施方針）で特記すべき事項がある場合	

業務への取組み方針

本業務における業務の実施方針など取組み方針

・業務の実施方針

・実施フロー

・その他